令和元年度　公文書開示状況（７月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R1.5.24	R1.6.7	「東京都情報公開審査会答申第545号」 「東京都情報公開審査会答申第546号」	26	1															生活文化局広報広聴部情報公開課
2	R1.6.21	R1.7.4	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付平成〇年度事業報告書類　外３件	40		1					1	1	1						（7条2号） 代表権のある理事以外の理事及び監事の氏名並びに住所又は居所等については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （7条3号） 短期借入金の相手先及び役員報酬を受けた期間については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため （7条4号） 規則中の印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R1.6.10	R1.7.5	公費で購入している書籍等の写しを情報提供として交付することを拒むという行為が、情報公開制度上、認められることが分かる文書					1											請求に係る公文書は作成及び取得していないため	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和元年度　公文書開示状況（７月決定分）　生活文化局

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	R1.7.2	R1.7.16	生活文化局広報広聴部情報公開課の平成30年度一般図書類登録台帳	3	1															生活文化局広報広聴部情報公開課
5	R1.6.12	R1.6.21	生活文化局総務部総務課人事担当の人材育成上の研修資料等に基づき、以下の「文言（職員らの言及）」について、東京都コンプライアンス基本方針行動指針１・２・３（地方公務員法第35条特には）との齟齬が分かるもの。					1											開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
6	R1.7.11	R1.7.18	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付平成13年度事業報告書類　外13件	14		1					1		1						（7条2号） 代表権のある理事以外の理事及び監事の氏名並びに住所又は居所等については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （7条4号） 規則中の印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都民生活部管理法人課
7	R1.6.6	R1.7.18	・東京都情報公開審査会答申第405号　外２件 ・東京都情報公開審査会答申第590号 ・東京都情報公開審査会答申第185号　外21件	190	1															生活文化局広報広聴部情報公開課

令和元年度　公文書開示状況（７月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R1.6.6	R1.7.18	答申番号管理簿（情報公開）	39		1					1	1							（7条2号） 申立人名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号） 申立人法人・団体名及び件「件名」中の法人・団体名については、公にすることにより、当該団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
9	R1.7.10	R1.7.24	○○株式会社に関する東京都内の消費生活相談情報で、東京都消費生活総合センターで受け付けたものの受付年月				1					1			1				（7条3号） 当該事業者が、違法・不当な活動を行っている事実があるとの判断を招き、当該事業者の信用や競走上又は事業運営上の地位が損なわれるなど社会的信用の低下を招くおそれがあるため （7条6号） 本件情報が公にされることで、特定事業者に関して消費生活相談が寄せられた内容等が明らかとなり、事業者との事実確認や交渉等において、その協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため	消費生活総合センター相談課
10	R1.7.11	R1.7.25	平成30年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」資料	343	1															生活文化局広報広聴部情報公開課
11	R1.7.11	R1.7.25	31生広情第○○号（令和元年○月○日）「開示請求却下通知書（情報公開条例、個人情報条例）は、公開条例第34条免除するもの求める。					1											31生広情第○○号は、東京都情報公開条例に第18条第２項に基づき却下しており、条例第34条に規定する「情報公開の総合的な推進に関する都等の責務」とは関連がないため、請求に係る公文書は作成しておらず、取得もしていないため	生活文化局広報広聴部情報公開課